

議案第114号

鹿児島県税条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県税条例の一部を改正する条例

鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第27条中「第48条」を「第739条の5」に、「あわせて行なう」を「併せて行う」に改める。

第30条中「第42条第3項」を「第739条の4第2項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県税条例第27条及び第30条の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。